

記入上の要点 (有料紹介の事業報告書)

報告対象期間：前年の4月1日～3月末日まで
提出期限：毎年4月30日まで

常用・臨時・日雇全ての求人の3月末日現在の有効求人数の合計を人単位でを計上。

有料職業紹介事業報告書
無料職業紹介事業報告書

不要な表題を抹消。

1 許可番号 09 -ユ- 〇〇〇〇〇〇

紹介予定派遣の実績の有・無を記載。

2 事業所の名称及び所在地
(名称) △△職業紹介所 事業所ごとに作成
(所在地) 栃木県宇都宮市明保野町〇-〇× 都道府県名から記載

3 紹介予定派遣 実績の有無 有

4 活動状況(国内)

<常用・臨時・日雇の区分>

常用：4ヶ月以上の期間を定めて雇用される者又は期間の定めなく雇用される者。
臨時：1ヶ月以上4ヶ月未満の期間を定めて雇用される者。
日雇：1ヶ月未満の期間を定めて雇用される者。

項目	有効求人人数	① 求人			② 求職	
		常用求人人数	臨時求人延数	日雇求人延数	有効求職者数	新規求職申込件数
取扱業務等の区分						
一般事務の職業	120人	1000人	4500人日	0人日	98人	500件
(紹介予定派遣)	(10)人	(120)人	0人日	(0)人日		
会計事務の職業	60人	500人	2000人日	0人日	50人	250件
計	180人	1500人	6500人日		148人	750件

一人の求職者について希望業務(区分)が複数ある場合、求職者の希望する優先順位が高いもの1つに計上。

対象期間中に新たに求職申込みのあった件数。同一の方から複数回申込があった場合はそれぞれ計上。

3月末日現在で、仕事を紹介できる求職者数を計上。

紹介予定派遣の実績は上段区分の内数として()書きで記載。

臨時・日雇は延数(人日)を計上。一の求人につき、短時間であっても1人が1日を超えない場合は1人日、2日にまたがる場合は2人日とする。(例えば、50日間の雇用期間で2人の求人があった場合は50×2で100人日となる。)

期間の定めのない雇用契約による就職件数を記載。

前々年の4月1日から前年の3月末日までの間に期間の定めのない雇用契約により就職した者で、就職後6ヶ月以内に離職(解雇を除く)した者の数を記載。離職状況が不明な場合は「不明」欄に記載。

項目	③ 就職				④ 離職	
	常用就職件数		臨時就職延数	日雇就職延数	無期雇用(6ヶ月以内/解雇除く)	
取扱業務等の区分	無期雇用	それ以外			離職	不明
一般事務の職業	350件		450人日	0人		
(紹介予定派遣)	(0)件		(0)人日			
会計事務の職業	150件		250人日			
計	500件		700人日			

【離職状況の報告】

離職状況は、報告した就職件数に係る就職者の、就職6ヶ月後の状況について確認してから報告するので、報告は1年遅れになります。(例)令和4年度の就職件数に係る就職者令和4～5年に確認→令和6年4月に報告。

紹介予定派遣の件数は内数のため合計に含めない。
※様式を複数枚使用した場合、1頁目の「計」の欄に1頁目から最終頁までの総計を計上。また、各頁の下部に「頁番号/総頁数」を記載。(例：1/3)

同国で業務区分が複数ある場合、求職者の希望する優先順位が高い方に計上。

5 活動状況(国外)(相手国別・総計)

項目	相手国	⑤ 求人		⑥ 求職		⑦ 就職		⑧ 離職	
		有効求人人数	求人数	有効求職者数	新規求職申込件数	無期雇用就職件数	それ以外の就職件数	無期雇用(6ヶ月以内/解雇除く) 離職 不明	
取扱業務等の区分	業務区分ごと、相手国ごとに記載。								
生産関連事務の職業	中国	20人	50人	15人	40件	30件		人	人
生産関連事務の職業	アメリカ	15人	30人	10人	25件	20件		人	人
医師	アメリカ	20人	50人	15人	40件	30件		人	人
特定技能	ベトナム	15人	30人	10人	25件	20件		人	人
計						100件		人	人

特定技能の在留資格者、他の在留資格から特定技能の在留資格を取得した者及び特定技能の在留資格により就労を希望している者を記載。

6 収入状況(国内・国外)

取扱 業務等の区分	求人者(上限制)手数料 <small>(職業安定法第32条の3第1項第1号の規定による手数料)</small>			求人受付手数料 (別表)		求人者(届出制)手数料 <small>(職業安定法第32条の3第1項第2号の規定による手数料)</small>			求職受付手数料	
	常用	臨時	日雇	件数	金額	常用	臨時	日雇	件数	金額
一般事務の職業 (紹介予定派遣)	0 千円	0 千円	0 千円	0 件	0 千円	350,000 千円	45,000 千円	0 千円	件	千円
会計事務の職業	0 千円	0 千円	0 千円	0 件	0 千円	150,000 千円	25,000 千円	0 千円	件	千円
計	0 千円	0 千円	0 千円	0 件	0 千円	500,000 千円	70,000 千円	0 千円	0 件	0 千円

求人者又は関係雇用主から徴収した紹介手数料を計上。

1件につき上限710円(免税事業者660円) ※上限制のみ記載。

届出制手数料により求人者、関係雇用主から徴収した求人受付・紹介手数料を計上。

紹介予定派遣の件数は内数のため合計に含めない。
※様式を複数枚使用した場合、1頁目の「計」の欄に1頁目から最終頁までの総計を計上。
また、各頁の下部に「頁番号/総頁数」を記載。(例: 1/3)

取扱 業務等の区分	求職者手数料 <small>(職業安定法第32条の3第2項の規定による手数料)</small>		
	常用	臨時	日雇
芸作家	0 件	0 千円	0 千円
モデル	0 件	0 千円	0 千円
科学技術者	0 件	0 千円	0 千円
経営管理者	0 件	0 千円	0 千円
熟練技能者	0 件	0 千円	0 千円
計	0 件	0 千円	0 千円

求職者から徴収した求職者紹介手数料を計上。別記注参照。

返戻金制度の有無、有の場合はその概要を記載。返戻金の内容が分かる資料の添付でも可。

! 単位違いに注意!
金額はすべて千円単位で記載。(千円未満は四捨五入)

年収700万円を超える者に限る

芸作家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル、マネキンの職業に係る求職者から徴収した求職受付手数料を計上。
1件につき上限710円(免税事業者660円)
1人1ヶ月につき3回まで徴収可
別記注参照。

7 職業紹介の業務に従事する者の数

3月末日における従事者数を記載。(職業紹介責任者を含む。) 15人

8 返戻金制度

有 無 (有の場合、その概要) 無期雇用労働理由により入社後1ヶ月以内に離職した場合は

9 従業員教育

日時	従業員数	教育内容
令和〇〇年△月□日 13:00~16:00	10名	職業紹介責任者が講師となり、求人受付時の注意点についての研修会を実施

職業紹介責任者が統括管理する業務に従事する者に対し、職業紹介の適正な運営に資する研修・教育を受けさせた場合に、その内容を記載。(外部研修も含む)

※個人家庭で介護作業に従事する家政婦(夫)に係る労災保険の第二種特別加入保険料に充てるべきものとして紹介手数料に上乗せして徴収した実績がある場合は、「6 収入状況」の各欄には計上せず、手数料管理簿の写しを添付する。

- 職業安定法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。
- 職業安定法第33条第4項において準用する同法第32条の16第1項の規定により上記のとおり報告します。
- 報告対象期間: 〇〇年〇〇月〇〇日~〇〇年〇〇月〇〇日

有料の場合: 2の全文を抹消。

報告対象期間を記載

個人の場合・・・事業主の氏名を記載
法人の場合・・・法人の名称、代表者の氏名を記載

<取扱業務等の区分> ※業務区分の詳細に関しては別紙の「取扱業務等の区分」についてを参照。
下記区分についてはそれぞれに、それ以外の業務については別紙の「取扱業務等の区分」についてを参照し厚生労働省編職業分類の中分類に分類して記載。
a 家政婦(夫) b マネキン c 調理士 d 芸作家
e 配せん人 f モデル g 医師(歯科医師、獣医師、薬剤師は除く)
h 保育士 i 特定技能の在留資格に係る職業紹介
※「i 特定技能の在留資格に係る職業紹介」とは、特定技能の在留資格者、他の在留資格から特定技能の在留資格を取得した者及び特定技能の在留資格により就労を希望している者に係る職業紹介。

(別記)
注 求職受付手数料を徴収する事業所にあつては、当該手数料を徴収することとなる職業(芸作家、家政婦(夫)、配せん人、調理士、モデル、マネキンのいずれか)、当該手数料を徴収する旨、手数料額が手数料表に記載されていることが必要である。
また、芸作家、モデル、科学技術者、経営管理者、熟練技術者について求職者紹介手数料を徴収する事業所においても、同様の取扱いを行う必要がある。

【人材サービス総合サイトでの情報提供】
事業報告書に記載した就職・離職状況や返戻金制度の内容については、人材サービス総合サイトでも情報提供する必要があります。
※サイト掲載イメージ参照。

「取扱業務等の区分」について

下記①についてはそれぞれに、それ以外については②に分類して報告

- ① a 家政婦(夫)、b マネキン、c 調理士、d 芸能家、e 配せん人、f モデル、g 医師(歯科医師・獣医師・薬剤師は除く)、
 h 保育士、i 特定技能の在留資格に係る職業紹介 ※看護師(准看護師を含む)は、O23
 ② 厚生労働省編職業分類(令和4年改定)中分類

大分類	中分類	該当例
01 管理的職業	001 法人・団体の役員 002 法人・団体の管理職員 003 その他の管理的職業	
02 専門的・技術的職業	004 研究者 005 農林水産技術者 006 開発技術者 007 製造技術者 008 建築・土木・測量技術者 009 情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発) 010 情報処理・通信技術者(ソフトウェア開発を除く) 011 その他の技術的職業	建築設計士 ヘルプデスク
03 法務・経営・文化芸術等の専門的職業	012 法務の職業 013 経営・金融・保険の専門的職業 014 宗教家 015 著述家、記者、編集者 016 美術家、写真家、映像撮影者 017 デザイナー 018 音楽家、舞台芸術家 019 図書館司書、学芸員、カウンセラー(医療・福祉施設を除く) 020 その他の法務・経営・文化芸術等の専門的職業	弁護士、司法書士 公認会計士、税理士、社会保険労務士 行政書士、通訳
04 医療・介護・保健の職業	021 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師(注: 歯科医師・獣医師・薬剤師以外の医師の場合はg医師で報告) 022 保健師、助産師 023 看護師、准看護師 024 医療技術者 025 栄養士、管理栄養士 026 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師 027 その他の医療・看護・保健の専門的職業 028 保健医療関係助手	放射線技師、臨床検査技師、歯科衛生士 看護助手、歯科助手
05 保育・教育の職業	029 保育士、幼稚園教員 030 学童保育等指導員、保育補助者、家庭的保育者 031 学校等教員 032 習い事指導等教育関連の職業	幼稚園教諭 ALT、学習塾教師(各種学校) 家庭教師、学習塾教師(各種学校でないもの)
06 事務的職業	033 総務・人事・企画事務の職業 034 一般事務・秘書・受付の職業 035 その他の総務等事務の職業 036 電話・インターネットによる応接事務の職業 037 医療・介護事務の職業 038 会計事務の職業 039 生産関連事務の職業 040 営業・販売関連事務の職業 041 外勤事務の職業 042 運輸・郵便事務の職業 043 コンピュータ等事務用機器操作の職業	会社受付係、秘書 銀行窓口係、経理事務員 運送事務員 営業事務員、貿易事務員、金融・保険事務員 集金人、訪問調査員、検針員 トラック配車係、タクシー配車オペレーター
07 販売・営業の職業	044 小売店・卸売店店長 045 販売員 046 商品仕入・再生資源卸売の職業 047 販売類似の職業 048 営業の職業	ガリソンストア販売員 クリーニング取次所従事者、不動産仲介人、保険ブローカー
08 福祉・介護の職業	049 福祉・介護の専門的職業 050 施設介護の職業 051 訪問介護の職業	ケアマネージャー ケアワーカー(医療施設、老人福祉施設) ホームヘルパー
09 サービスの職業	052 家庭生活支援サービスの職業 053 理容師、美容師、美容関連サービスの職業 054 浴場・クリーニングの職業 055 飲食物調理の職業 056 接客・給仕の職業 057 居住施設・ビル等の管理の職業 058 その他のサービスの職業	ベビースITTER エステティシャン コンパニオン、キャディ ビル管理人、駐車場係 添乗員、イベントコンパニオン、トリマー
10 警備・保安の職業	059 警備員 060 自衛官 061 司法警備職員 062 看守、消防員 063 その他の保安の職業	
11 農林漁業の職業	064 農業の職業(養畜・動物飼育・植木・造園を含む) 065 林業の職業 066 漁業の職業	
12 製造・修理・塗装・製図等の職業	067 生産設備オペレーター(金属製品) 068 生産設備オペレーター(食料品等) 069 生産設備オペレーター(金属製品・食料品等を除く) 070 機械組立設備オペレーター 071 製品製造・加工処理工(金属製品) 072 製品製造・加工処理工(食料品等) 073 製品製造・加工処理工(金属製品・食料品等を除く) 074 機械組立工 075 機械整備・修理工 076 製品検査工(金属製品) 077 製品検査工(食料品等) 078 製品検査工(金属製品・食料品等を除く) 079 機械検査工 080 生産関連の職業(塗装・製図を含む) 081 生産類似の職業	食品製造工 自動車部品組立工 CADオペレーター
13 配送・輸送・機械運転の職業	082 配送・集荷の職業 083 貨物自動車運転の職業 084 バス運転の職業 085 乗用車運転の職業 086 その他の自動車運転の職業 087 鉄道・船舶・航空機運転の職業 088 その他の輸送の運転 089 施設機械設備操作・建設機械運転の職業	配達員 トラック運転手(冷蔵・冷凍庫) フォークリフト運転手、観光バスガイド ホイラー技士、クレーンオペレーター、玉掛作業員
14 建設・土木・電気工事の職業	090 建設躯体工事の職業 091 建設の職業(建設躯体工事の職業を除く) 092 土木の職業 093 探掘の職業 094 電気・通信工事の職業	
15 運搬・清掃・包装・選別等の職業	095 荷役・運搬作業員 096 清掃・洗浄作業員 097 包装作業員 098 選別・ピッキング作業員 099 その他の運搬・清掃・包装・選別等の職業	引越作業員 選別作業員 構内作業員、用務員、除染作業(被災地復興支援)

◆ハローワークインターネットサービスに各分類の説明があります。
 どこに分類するか分からない場合には、こちらの説明をご参照ください。
 ハローワークインターネットサービス トップページ > 事業主の方へのサービス > 各種ご案内 > 職業分類に関するご案内 > 厚生労働省編職業分類(令和4年改訂)

https://www.hellowork.mhlw.go.jp/info/mhlw_job_info.html